

平成 29 年度愛媛県パラトップアスリート支援事業実施要領

(目的)

第 1 条

平成 29 年度愛媛県パラトップアスリート支援事業（以下「事業」という。）は、2020 年東京パラリンピック競技大会等への出場が期待されるパラスポーツ選手に対し、予算の範囲内で、平成 29 年度愛媛県パラトップアスリート支援補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって、本県パラトップアスリートの育成及び支援並びに競技力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条

補助金の交付対象者は、愛媛県内に在住、在勤、又は在学し、東京パラリンピック競技大会又はデフリンピック競技大会への出場を目指している正式種目の選手で、以下のいずれかに該当する者（独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）のトップアスリートに認定されている者及び他団体から本事業と同等の補助を受けていると認められる者を除く。）の中から第 8 条の規定により選考し、決定する。

- (1) 日本パラリンピック委員会加盟競技団体が定めた強化指定選手若しくは育成選手、又は強化指定が有力な選手で、競技団体から推薦のあった者
- (2) 過去 2 年間に国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会において、8 位以内に入賞した者
- (3) 日本代表として現に選出され、又は過去 2 年間に選出された経験のある者
- (4) 県内競技団体から推薦がある者（別紙 1 留意事項参照）

(補助対象経費)

第 3 条

補助対象経費は、旅費（海外渡航費を含む。）、宿泊費、国際競技大会及び国内主要競技大会等への参加費、競技用補装具購入費、医科学サポート費、競技力向上に関する経費等とし、コーチ及び介助等帯同者の旅費、宿泊費を含むものとする。（別紙 2 補助対象経費参照）

(対象競技)

第 4 条

補助の対象となる競技種目は、次のとおりとする。

東京パラリンピックの正式種目 22 競技

アーチェリー、陸上競技、ボッチャ、自転車、馬術、5 人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、水泳、卓球、シットイングバレーボール、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアラグビー、車いすテニス、カヌー、トライアスロン、テコンドー、バドミントン

デフリンピックの正式種目（夏季 20 競技、冬季 5 競技）

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球、水泳、水球、テニス、空手、自転車（ロードレース）、ボウリング、テコンドー、射撃、レスリング（フリースタイル）、自転車（マウンテンバイク）、レスリング（グレコローマンスタイル）、オリエンテーリング、アルパンスキー、スノーボード、クロスカントリースキー、アイスホッケー、カーリング

(補助対象期間)

第 5 条

補助対象期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(補助額)

第6条

補助金の交付額は、第3条の補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に10分の10を乗じて得た額とし、補助対象者1人当たり500千円を上限とする。

(交付申請)

第7条

補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書(様式第1号)、事業実施計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)等に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、別途指定する期限内に愛媛県障がい者スポーツ協会会長(以下「会長」という。)あて提出するものとする。

(審査及び選考並びに補助対象者の決定)

第8条

会長は、第7条の規定により申請のあった者について、「愛媛県パラトップアスリート支援選手選考委員会(以下「選考委員会」という。)」の審査及び選考に付し、その結果を基に補助対象者を決定する。

2 会長は、補助対象者を決定したときは、速やかに選考結果を申請者に通知し、補助対象者に認定書を交付する。

3 会長は、補助対象者がJSCトップアスリート等に決定された場合は、当該補助対象者の決定を取り消すものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第9条

補助対象者は補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(事業の趣旨を変更しない程度の軽微な変更を除く。)をしようとするとき。

(2) 対象経費の額の変更(交付決定を受けた補助金の額に変更のない場合を除く。)をしようとするとき。

2 会長は、前項の規定による変更承認申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金事業変更承認通知書により、速やかに通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第10条

補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による変更承認申請があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、補助事業中止(廃止)承認通知書により、速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第11条

補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第6号)、収支決算書(様式第7号)及び補助金精算払請求書(様式第8号)に関係書類(振込口座依頼書、支出額に関する領収書(写)等)を添えて、会長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第12条

会長は、前条の書類の提出を受け、その内容を審査の上、補助金を精算払する。

- 2 補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の1/2を上限として概算払いすることがある。補助対象者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第9号)に関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

(その他注意事項)

第13条

補助事業の実施に当たり留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請書類等は返却しない。
- (2) 申請に要する郵送等の費用は、申込者の負担とする。
- (3) 補助対象者に認定された者は、県ホームページ、報道等で氏名等が公表される。
- (4) 申請のために記載された個人情報については、愛媛県個人情報保護条例の例により適切に管理し、当事業に関わる目的にのみ使用する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、決定を取り消すことがある。

提出先及び問い合わせ先

〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11

愛媛県障がい者スポーツ協会事務局

電話 089-924-2101

Fax 089-923-3717

※郵送または持参してください

各競技団体選手推薦の留意事項

- (1) 各競技団体は次のことに考慮して、愛媛県障がい者スポーツ協会へ推薦を行うこととする。
 - ①各競技団体の登録者であること。
 - ②健康上の問題がなく、礼節と規律を遵守するなど、愛媛県を代表するに相応しい資質を有すること。(これに反する言動があった場合は、補助対象者の決定を取り消すことがある。)
 - ③本人の日頃の練習量や練習態度、熱意、将来性等を総合的に勘案して有望な選手であると認められること。
 - ④本人及び保護者の了解を得ておくこと。
- (2) クラス分けのある競技は、該当クラス(国際・国内)を熟知しておくこと。
- (3) 補助対象者の決定は毎年度、愛媛県障がい者スポーツ協会会長を選考委員長とする選考委員会で審議し決定する。